機関紙 ほくだい

北海道大学教職員組合
【電話】011-746-0967（FAX 兼用）
内線：2083、3994
HP：https://hokudai-shokuso.sakura.ne.jp/
メール：kumiai@hokudai-shokus.sakura.ne.jp

団体交渉報告：今回も非常勤職員の賃上げ回答を得る！

～上限時給「+30 円」アップ！/森林技能職員は日給「+50 円」の「ベースアップ」！～

組合が 10 月 6 日（金）付けで申し込んだ賃金・労働条件に関する 12 項目の団体交渉が 12 月 4 日（月）に実施されました。要求事項に対しいくつかのプラス回答がありましたが、今回も特筆すべきは、前回に続いて非常勤職員の賃上げの回答を得ることができたことです。

まず非常勤職員の日給・時給の単価上限改定は、2010 年の単価の定額化からほぼ変更がなく、昨年度実に 12 年ぶりに時給換算で「+30 円」の賃上げがありました。これにより、最高時給が、札幌地域の事務・技術系で「1,120 円」から「1,150 円」になりました。今回、組合はさらに要求事項を精査し、非常勤職員の時給が、2010 年以前は正規事務職員の月給を元に計算されていたことを示しました。この原則に従えば、正規事務職員の月給が段階的に賃上げされた現在、非常勤職員の時給もやはり同様に賃上げされなければならず、現在のその適正時給は「1,260 円」であることを示しました。この要求に対し、大学も現在の非常勤職員の時給が正規職員の水準に比べ低くなっていることを認め、**時給単価に新たに「1,180 円」となる区分をもうけることを回答**しました。これにより、昨年度同様に最高時給が「+30 円」賃上げされたことになります。さらに、**研究林に勤める森林技能職員（契約職員）は定年退職する年齢まで既に日給単価設定があり、最高時給を新設しても効果がないため、日給単価で「+50 円」の「ベースアップ」をすることを回答**しました。その上、大学は今後しばらくは正規職員と非常勤職員の給与格差を縮小させる方針で検討すると回答しました。このように、基本給という労働条件の基幹部分について組合が正規職員との格差縮小を求めて大学がそれに応じたことは非常に大きな成果だったと言えます。

（非常勤職員賃上げイメージ）

高校卒業後の経過年数	時給（円）
7年未満	1,000
7年以上	1,030
8年以上	1,060
9年以上	1,090
10年以上	1,120
11年以上	1,150
12年以上	1,180

新設

※この表は「札幌地域」の「事務・技術」系の場合。

※同様に「技能」系で「1,390円」、「労務」系で「1,270円」、「看護」系で「1,610円」の上限単価を設定。ただし「医療」系のみ現状維持。

（森林技能職員のベースアップイメージ）

高校卒業後の経過年数	日給（円）	
2年未満	7,550	+50円
2年以上	8,050	+50円
4年以上	8,550	+50円
⋮	⋮	+50円
41年以上	11,400	+50円

一方で、非常勤職員の雇い止め廃止に関する要求に対しては、大学は現在の運用方針が適切なものであると回答し、雇い止め廃止要求に対しゼロ回答でした。組合はこの回答に対し、もはや法律的に違反かどうかではなく、雇い止めを廃止して経験ある人材を確保し続けなくては、労働人口が減り続ける今の日本で北大は人材獲得競争に負けてしまい、大学の研究・教育能力が大きく削がれてし

まうことを伝えました。また、雇い止め方針により既に現場レベルで正規職員や非常勤職員にともに大きな負担がかかっており、速やかに雇い止め廃止に向けた調整を進めてほしい旨を伝えました。

短時間勤務職員へ期末・勤勉手当（ボーナス）を支給するよう要求したことについても大学は、組合が主張する法的なロジックは北大には適用されず、期末・勤勉手当を短時間勤務職員へ支給していない運用は適切であるとの回答でした。ここでも組合は、法律的な違反に関係無く、短時間勤務職員が勤務時間の違いこそあれ、契約職員と同様に大学へ貢献している以上、短時間勤務職員への期末・勤勉手当の支給が「0 円」となることは同一価値労働同一賃金の観点からおかしいことを主張しました。

正規職員の給与については、大学は人勧（人事院勧告）通りの実施を今年度の 4 月に遡って実施することを回答しました（年俸制の引き上げも含む）。北大は正規職員の給与水準については法人化後はほぼ人勧の実施にそって実施しており、今回も同様の実施を行う形となりました。ただし北大は、令和 3 年度の引き下げ人勧については 4 月に遡及させておらず、これにより職員の給与引き下げは人勧より小さいものとなりました。組合は引き下げを 4 月へ遡及させなかったこの措置を当時評価しました。今回は引き上げの人勧ですが、引き上げ人勧は引き下げ人勧とは逆に 4 月へ遡及させることで支給額を増やすことになりますので、4 月への遡及を評価する旨、大学へ伝えました。

その他の項目は結果は次の通りでした。組合は今後も、賃上げ・労働条件に関する団体交渉を他の団体交渉とは独立して行い、これらの改善に関する交渉や意見交流を大学と続けていく予定です。賃上げ・労働条件の改善に興味がある組合員は、ぜひ次回の団体交渉にご参加ください。

（書記長・岡坂）

「賃金・労働条件」団体交渉結果（2023 年 12 月・北海道大学教職員組合）

(1) 労働分配率（人件費比率）を向上させること (2) 大学の基盤経費の確保に向けた取り組みを加速すること (3) 教員の教育・研究時間の確保にむけた取り組みを加速すること
⇒ゼロ回答（ただし大学として引き続きこれらの問題に取り組む姿勢を確認）
(4) 正規職員の給与水準を向上させること
⇒プラス回答（人勧にそった賃上げを行う回答を得た）
(5) テレワーク制度を整備すること又はフレックスタイムの適用範囲を拡大すること
⇒ゼロ回答（ただし現在実施に向けて学内調整中である旨を確認）
(6) 札幌キャンパスの事務系等非常勤職員の給与を時給ベースで「1,260 円」とすること
⇒プラス回答（非常勤職員の賃上げを行う回答を得た）
(7) 雇い止め後に再雇用された非常勤職員の年休計算に「通算勤務年数」を使用すること
⇒ゼロ回答
(8) 短時間勤務職員へ期末・勤勉手当を支給すること
⇒ゼロ回答
(9) 契約職員及び短時間勤務職員の雇い止めを廃止すること
⇒ゼロ回答
(10) 2 年度以上連続して労使協定の特別条項上限を超えた時間外労働が発生した部署の職員数を純増させること
⇒ゼロ回答（ただし残業縮減した部署の好事例を学内で共有し始めたことを確認）
(11) 時間外労働時間の実績及びメンタルヘルス疾患による病休者数を各事業場の過半数代表及び安全衛生員会に報告すること
⇒プラス回答（安全衛生委員会への情報提供を行う回答を得た）
(12) 初任者研修等において労働者の権利の説明を本労働組合に行わせること
⇒プラス回答（案内資料の配布を行える回答を得た）

宿舎問題：労働委員会での交渉に大きな動き

宿舎問題に係る北海道労働委員会への救済申立てについて、12 月 13 日に第 6 回調査期日が開催されましたので報告します。

前回 10 月 11 日の調査期日を受け、組合は 10 月 23 日に以下の要望書を提出しました。①存続宿舎入居者、②廃止宿舎入居者で別宿舎への転居を希望する者、③廃止宿舎入居者で現宿舎入居継続を希望する者のケース別の要望です。①②は本人・家族に健康問題がある世帯、転居の場合に小中学校の転校を要する世帯に加えて、単身赴任世帯と定年間近の世帯、③は例外的な入居期限の延長、あるいは民間賃貸借上げを求め、ならびに廃止予定宿舎の場合、転居費用の大学負担を求めました。

これに対する 12 月 6 日付の大学回答は以下の通りでした。①について「数年以内に定年を迎える者」がいる世帯は入居継続可（単身赴任者は不可）、②については①と同様に健康問題世帯、小中学校に在籍する子がいて「教育環境上」宿舎入居が必要な世帯、「数年以内に定年を迎える者」がいる世帯を入居継続可（ただし転居必要あり）、③は入居期限延長も民間賃貸借上げも認めないと、ゼロ回答でした。また、転居費用は負担しないものの、2024 年度については廃止予定宿舎の除草・除雪などの共益費は大学が負担すると回答しました。

組合は妥結に向けて前進しつつあると評価するも、廃止予定宿舎居住者で居住継続希望者（とくに小中学校在籍者のいる世帯）の不利益は解消されておらず、公平性を欠くと指摘し、金銭を含む不利益緩和措置の実施を大学に強く求めました。加えて、こども基本法や札幌市子ども権利条例の観点からも、居住・学習環境の変化による子どもへの影響を軽視するべきではないとの主張を行いました。

次回の調査期日は来月となります。労働委員会での交渉は大詰めを迎えていると認識しています。引き続き、宿舎問題に関する組合の取り組みへのご協力をお願いします。

（執行委員長　清水池）

次回第 7 回労働委員会　2024 年 1 月 29 日

緊急開催：宿舎問題第５回学習会

2023 年 12 月 21 日(木)18:30～(1 時間程度):Zoom 開催

「北海道労働委員会での交渉を受けて(中間報告)」

Zoom リンク

北大に「主張立証する責任」を求める

1 年での雇止め撤回を求める裁判

1 年で雇止められた A さんの雇止め撤回を求めた裁判は、12 月 15 日に 7 回目の審問が行われ、ここで裁判長は「雇い止め理由は発達障害における障害そのものではないか。そうすると「違法」の評価は免れないのではないか。北大が、合理的配慮としてどのような対応をしたのか、具体的に主張した上で、A さんが克服する努力をしなかったことではじめて違法ではないといえる。北大はその点を主張立証する責任がある。」とし、2024 年 1 月 31 日までに書面提出を求めました。　（書記局・大島）

次回　2024 年 2 月 8 日非公開

第 7 回大学･社会を考える講演会報告　北海道の大学･高専教職員有志アピールの会

日本学術会議の独立性を否定する「改革」問題と市民

2023 年 12 月 3 日に北海道の大学・高専有志アピールの会が主催する第 7 回大学・社会を考える講演会が北大学術交流会館で開催されました。講師は高山加奈子さん（京都大学部工学研究院教授、元京大職組・執行委員長、元学術会議会員）が講師となり、学術会議の 6 人の委員の任命拒否から学術会議自体の見直しや国立大学法人法を改悪しようとしている政府・与党問題などについてお話しされました。

講演する高山氏

今起きていることについては、知識のない人が大学や学術会議を道具化し、利権を実現しようと思いつく範囲で目先の成果を出そうとしているを指摘し、学術会議については、戦前「学術研究会議」が戦争に動員された反省に立ち、憲法が施行された翌年に日本学術会議法が制定され、新憲法の内容そのままに学術と平和利用と独立性を規定し、総理大臣には委員罷免権がないとのことでした。6 人の委員が任命拒否された理由が全く分からない中で、多数の反対で自民党が逆切れし、旧統一教会との結びつきが強い下村博文氏（元文科大臣）が中心になり、学術会議つぶしの動きが露骨に出てき、法案提出（断念）や有識者懇談会で学術会議の在り方を検討しているが、担当大臣が国家公安委員長や防災・海洋政策を担当する内閣府特命担当大臣に変わったことは財政運営による道具から武器商人の道具に変わったきたこと等を話されました。

現在国会で拙速に議論されている国立大学法人法「改正」案についても触れ、学術会議と同様に、独立性を完全に否定し、バレないうちに強行採決しようとしており、大学自治を脅かし、学問の自由を奪いかねない等問題点を指摘しました。

今後の問題として、学術に関し独立性を有する組織が必要、多様な専門家の知恵を集めて話し合い、提案につなげることが必要であること、熟議民主主義（他者の意見に耳を傾けながら自らの立場を修正しようとする態度を持って議論すること：Wikipedia）や市民の力や報道が規制されている中で他の手段での情報共有・発信が必要であることを指摘しました。

多数の質問が寄せられ、高山氏は予定時間を超えて丁寧に答えてくれました。（後日、映像が公開される予定です）　（書記局・大島）

双方向での語り合い・要求把握から

春闘共闘委員会の 2024 年春闘学習討論集会が 12 月 2 日に開催され、来春闘へ向けた第 1 歩が踏み出されました。

中川事務局長は、春闘方針に向けて現場の声を引き出し、可視化し、統一闘争によって社会的な賃上げ闘争に一緒に踏み出すことを強く訴え、①原動力である組合員の要求をつかむこと、そのために一緒に考え寄り添うことから始めること、②要求をまとめて要求書を提出すること、③団体交渉で当事者が声を上げて力を合わせてたたかうこと、④企業の枠を超えた統一行動で力を合わせて要求実現を目指すこと等の方針を提案しました。

それを受け、５つのグループに分かれて討論し、その中で集まるところが厳しいところでは「説明時間を短縮するため大会議案用の動画を事前に作り、1 週間毎日説明会を開いた」「少しでも集まりやすいように昼食代を支援し、短時間でも会って話をできるようにした」「要求はないと言っていた組合員が話すことによっていろんなことが出てきた」など双方向での語り合いの重要性、グループ LINE の活用などの経験が出されました。

提案する中川事務局長

（書記局・大島）

全ての争議解決をめざす「いちの日」交流集会報告（2023/12/1）

毎月 1 日に行っている「いちの日」行動は、今回団結交流会として開かれ、ここでは労働条件引き下げに反対したら解雇された駿河台予備校、不当労働行為を繰り返し労働委員会で負けても同様なことを繰り返す恵和会、不当配転を繰り返すなどの明啓院、新人看護師のパワハラ自死事件の裁判等のたたかいの報告がありました。また、道公務共闘の仲間からは国立大学法人法「改正」法の問題等が紹介されました。

日本労働弁護団の斉藤耕弁護士から恵和会労組争議で労働委員会が画期的な救済命令を出したポイントの紹介がありました。

道公務共闘の岡氏は「労働者が声を出してたたかい、官民一体となって労働者が働き続けられる職場づくりに頑張りましょう」とあいさつして締めくくりました。　（書記局・大島）

国立大学への政府介入を一層拡大し、教育研究の多様性喪失を深刻化させ、学術研究の発展を阻害する国立大学法人法の改正を深く憂慮する

国立大学法人法「改正」案　12 月 13 日可決成立　全大教が声明

政府は国立大学・学長へほとんど説明もなまま性急に法案成立をめざそうとする中、多くの教職員が反対して声明やネット署名、院内集会、学習会、FAX での要請行動等を進めてきました。12 月 5 日に行われた参議院文教科学委員会参考人質疑で教育学研究院の光本氏が法案の問題点を指摘し、強く反対を示しましたが、国立大学法人法「改正」案は十分な審議も尽くされずに 12 月 13 日参議院本会議で可決されました。

全大教は法案成立日に直ちに深く憂慮し、「現場の状況を踏まえた必要な大学運営、大学改革のために声を上げつづけ、そのことで社会からの期待に応えていく」とする声明を出し、また大学横断ネットも強行採決に抗議を表明しています。

声明やマスコミ報道、参考人質疑などの情報はホームページにまとめてありますので、そちらをご覧ください。

関連資料

（書記局・大島）

弁護士名を開示せよ―北大情報不開示取消請求訴訟判決出る

2023 年 12 月 14 日（水）13:10 から札幌地裁 805 法廷で北大情報不開示取消請求訴訟の判決言い渡しが行われ、ヒアリング反訳書に記載されているヒアリングを実施した弁護士名を開示し、その余の原告の請求は棄却する判決が明らかになりました。判決後開かれた原告の報告会では、理事や部長名などの議事録で公開されている個人名すら開示が認められなかった不当な判決だとの見解が述べられましたが、控訴については年内に判断がなされる予定です。

報告会での名和氏

総務省情報公開・個人情報保護審査会の答申を見れば、北海道大学のさまざまな問題に対して開示請求がなされているのが分かります。中には、敷地内薬局の問題など経緯を十分に公開していない問題もあります。これらの問題に対し、大学当局は弁護士名すら不開示にして対応しています。ところが本判決では、弁護士名は、弁護士を害する客観的な恐れがないとして、開示するように命じました。病院研修医への手当不払いや雇い止めの問題に関しても、北大当局は匿名の顧問弁護士への相談を根拠に処分を正当化していますが、本判決の趣旨を重く受け止め、弁護士名と責任の所在を明らかにして、きちんと経営責任を取るべきではないでしょうか。

（地環研・山田）

関係資料

寒さに負けず スキーをしませんか？

暑い夏が長く、秋はあっという間に冬、急激に冷え込んできましたね。今年は雪が降るのが遅く、多くのスキー場がオープンを延期し、低い所はまだ一部しか滑ることができませんが、札幌市内から 1 時間程度で行けるスキー場がたくさんあります。リフト代や食事代で結構かかりますが、家族で楽しんでみませんか。近場スキー場のリフト代を紹介します。（昔学童保育の親子スキーでバンケイのバス送迎・リフト昼食セットを利用したけど今はやっている？）

スキー場	コメント（個人的な印象です。リフト代は各種割引があるのでホームページで確認を！）	リフト 1 日券		リフト 4 時間券	
		大人	小学生	大人	小学生
バンケイ	市中心部から一番近くナイターもばっちり放課後の子どもも多い	4,700	3,200	3,900	2,700
藻岩山	近くてコースも多彩（7 時間と 5 時間）南斜面は混んでいない	4,100	2,900	3,500	2,900
テイネ	多彩なコース、初心者も安心、学校の授業あり、Web 割・親子割あり	6,600	3,600	5,000	3,100
オーンズ	国道 5 号線からすぐ。海に向かって滑る感じが良い、学校の授業あり、男女割引デーあり	4,400	2,800	3,500	2,200
朝里川温泉	中級コースが多く最上バーンが自分では 1 番遠くの駐車場に止めると上り坂がきつい	4,500	2,700	4,000	2,200
札幌国際	雪質は 1 番、コースも多彩で長い、親子割（6500 円）・シニアデー（2,500 円）あり	5,000	1,800	4,500	
キロロ	長く多彩なコースで雪質も良い、道民割（6 と 9 日のつく日に購入で 1 日券 3,600 円）	7,400	4,000	5,900	3,100

【当面する行事など】

詳細は北大職組ホームページ「諸団体の行事」からご覧ください。

12/21　**宿舎問題第 5 回学習会**　18:30～Zoom
12/24　ガザの、パレスチナの命を救え！　13:00～
12/25　執行委員会　18:30～
1/9　執行委員会　18:30～
1/11　いちの日行動　18:20～JR 札幌駅南口広場
1/15　第 95 回メーデー北海道集会実行委員会結成　18:30～
1/21　道労連評議員会　12:30～16:00
1/29　**宿舎問題労働委員会⑦**　10:30～道労働委員会
1/31　**総長会見**　13:15～13:45
2/1　いちの日行動　18:20～JR 札幌駅南口広場
2/3　全労連ローカルビックアクション
2/7　道公務共闘定期総会　18:00～
2/8　**A さん雇止め取消裁判⑧**　10:00～
2/21　北海道国公単組代表者会議　18:30～
2/26　全労連ローカルビックアクションⅡ

組合員を増やし、労働条件・職場環境改善を進めましょう